

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害のリスク

当町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「平泉町防災マップ」を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

【大雨、台風等を要因とした洪水による浸水害】

当町の中央部には北上川が南北に流れ、その流域に沿うように中心市街地と田園地帯が続いている。町役場本庁舎、当会の事務所及び大半の会員事業者が立地する平泉地域中央部と、製造業を中心とした工場が多く立地する平泉地域南部では、北上川に流入する支川から氾濫のおそれもあることから、0.5m～3mの浸水、最大で5m以上の浸水が予想されている地域がある。

平泉町防災マップでは2日間で313mmの雨量を想定し、浸水区域及び最大水深を次のとおりとしている。

■浸水したときに想定される水深 (出典：平泉町防災マップ)

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
北上川	平泉地域（1～3区、6～13区）の一部 長島地域（14～16区、19～21区）の一部	5.0m以上

なお、平泉町防災マップ上で検証した浸水被害が想定される本会の会員事業者数は次のとおりであり、浸水想定区域に立地し、被害が想定されるのは120者（会員全体の52.6%）、そのうち3m以上の浸水被害が想定されるのは82者（同36.0%）となっている。

■浸水被害が想定されている会員事業者数とその割合

区分	平泉地域 北 部		平泉地域 中 央 部		平泉地域 南 部		長島地域		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
被害想定なし	5	100%	63	40.1%	13	33.3%	27	100%	108	47.4%
被害想定あり	0	0%	94	59.9%	26	66.7%	0	0%	120	52.6%
0.5m未満	0	0%	2	1.3%	0	0%	0	0%	2	0.9%
0.5～3.0m 未満	0	0%	27	17.2%	9	23.1%	0	0%	36	15.8%
3.0～5.0m 未満	0	0%	33	21.0%	4	10.3%	0	0%	37	16.2%
5.0m以上	0	0%	32	20.4%	13	33.3%	0	0%	45	19.7%
合計	5	100%	157	100%	39	100%	27	100%	228	100%

【土砂災害】

飲食業が軒を連ねる中尊寺参道周辺では、一部が急傾斜地崩壊危険箇所に指定されているほか、山沿いの長島地域では複数の地すべり危険箇所が集積しているエリアがある。

なお、平泉町防災マップ上で検証した土砂災害による被害が想定される本会の会員事業者数は次のとおりであり、土砂災害想定区域に立地し、被害が想定されるのは8者（会員全体の3.5%）となっている。

■土砂災害による被害が想定されている会員事業者数とその割合

区分	平泉地域 北 部		平泉地域 中 央 部		平泉地域 南 部		長島地域		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
被害想定なし	5	100%	152	96.8%	37	94.9%	26	96.3%	220	96.5%
被害想定あり	0	0%	5	3.2%	2	5.1%	1	3.7%	8	3.5%
土石流危険区域	0	0%	4	2.6%	0	0%	0	0%	4	1.8%
急傾斜地崩壊危険箇所	0	0%	1	0.6%	2	5.1%	0	0%	3	1.3%
地すべり危険箇所	0	0%	0	0%	0	0%	1	3.7%	1	0.4%
合計	5	100%	157	100%	39	100%	27	100%	228	100%

【地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害】

平泉町地域防災計画では、平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くが従来の被害想定をはるかに超える結果となったことを踏まえ、地震の規模が想定よりも大きい可能性を十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去最大クラスの海溝型の地震と内陸直下型地震を想定している。

また、地震ハザードステーション（J-SHIS Map）によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生するとされている。

さらに、当町には世界遺産構成資産をはじめとする木造の仏教寺院や遺跡等、文化財が数多くあることから、倒壊や火災等の二次災害も想定される。

【その他】

当町の過去の災害の発生は、台風による被害、気象条件（異常気象）による被害が多く、平成19年9月の台風9号による長雨では、町の中央を流れる北上川が氾濫し、冠水による農作物の総被害額はおよそ3億円に及んだほか、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震、同4月の余震では最大震度6弱を記録し、建物を中心に商工業者が大きな被害を受けた。

また、岩手県内では比較的温暖な内陸性の気候となっているが、最近では、短時間・局地的な豪雨が多く発生している。

なお、令和元年10月に発生した台風第19号では、人的被害はなかったものの、倒木などで住家を含む建物被害が6棟発生したほか、道路では冠水や土砂崩落等による被害が27カ所、農業施設ではビニールハウスの破損が7カ所、公共の建物や文化財などにも被害が及び、被害総額は5千万円を超えた。商工業者にも構内道路や側溝への土砂流出、建物の一部損壊等の被害が発生した。

(2) 商工業者の状況 (出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査結果」)

- ・商工業者数 358人
- ・小規模事業者数 284人

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
建設業	46	42	町内に広く分散している
製造業	36	33	北上川と太田川沿いに多い
卸・小売業	114	76	北上川に近い平泉中心部に多い
サービス業	162	133	北上川に近い平泉中心部に多いが町内に広く点在している
合計	358	284	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

①地域防災計画の策定

町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害基本法第42条(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、平泉町防災会議において「平泉町地域防災計画」を策定している。

町内地域での発生が想定される災害に対して、対策を実施する際の各防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱のほか、住民や事業所等の役割を明らかにしながら、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧における対策について定めている。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自らを災害から守る「自助」の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る「共助」の適切な役割分担に基づき、これらが連携した防災協働社会の実現を目指すことを目的としている。

②防災備品の備蓄

平泉町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料・生活必需品(主食、飲料水、粉ミルク、簡易トイレ等)を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。

③防災に関する情報提供

防災に関する情報については、広報や町ホームページによる周知のほか、民間事業者との連携により、町指定避難所の役場庁舎及び平泉文化遺産センターに設置したWi-Fi搭載自動販売機のWi-Fiに「平泉町防災ポータルナビ」を設け、防災マップや指定避難場所検索機能、気象情報等の防災関連情報を一体的に情報発信している。

2) 当会の取組

①災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災を始め台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに平泉町へ報告している。

②事業者BCPに関する国の施策等の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

③損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

II 課題

当町、当会における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

浸水被害に限ってみても、会員事業者の過半に被害が想定され、建物の2階以上が浸水するとされる3m以上の浸水被害が3分の1以上の会員事業者に想定されているところ、事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況はいまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③応急対策に関する町と商工会の連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

III 目標

平泉町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取組むこととし、特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

①町内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

平泉商工会と平泉町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平泉町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組みめるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に平泉町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。



②広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ、Facebook等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

■財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立
- 従業員の退職金積立

■自動車のリスク

- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■労災事故のリスク

- 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を令和3年3月を目途に作成する。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

町内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また、(仮称)平泉町事業継続力強化支援会議(構成員:当会、当町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る連絡体系の構築

自然災害(令和元年台風第19号及び平成23年東北地方太平洋沖地震クラス)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で当町、当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■ 連携して実施する応急対策(非常時優先業務)

- ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- イ) 被害調査・経営課題の把握業務
- ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当町、当会で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当町、当会それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
平泉町観光商工課	【職員】 発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
平泉商工会	【職員】 発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 【正副会長】 3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】 1日以内に携帯電話にて確認 【会員】 3日以内に会員安否を確認

③安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
平泉町観光商工課	課長	課長補佐
平泉商工会	事務局長	上席の経営指導員

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、当会と当町の2者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

■被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔。

期 間	情報共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回（12時、17時）共有する
1週間～1ヵ月	1日に1回（17時）共有する
1ヵ月以降	1週間（金曜日）に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

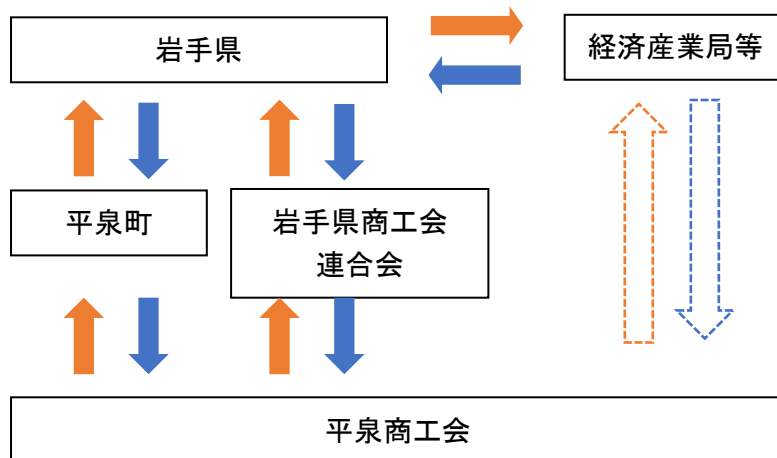
発災時に町内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、平泉町地域防災計画及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

■連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、平泉町事業継続力強化支援協議会長（町観光商工課長）が平泉町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シート の統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、2者で共通で用いるものとする。

②被害額の算定の対象

平泉町防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、町災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

4) 共有した情報の報告方法

当会と当町が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。

なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

< 4. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

当会は町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。

また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

②被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により町内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 町内小規模事業者に対する復興支援 >

○岩手県及び平泉町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

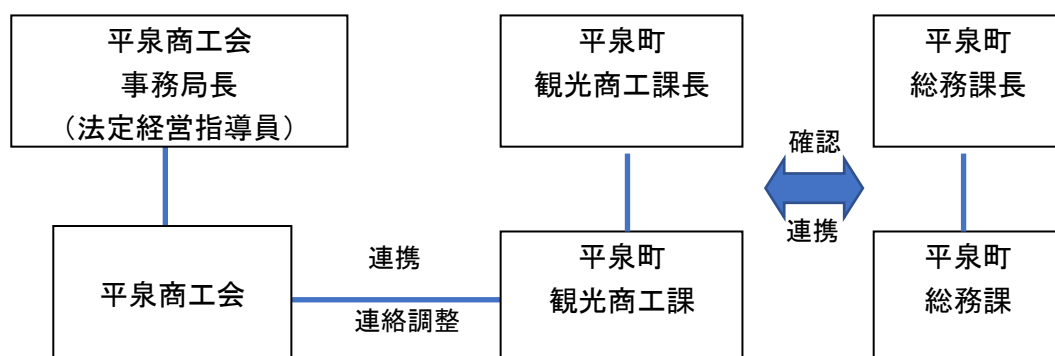
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2 年 3 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長 加藤良大 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者 B C P の策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年 1 回、(仮称)平泉町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

平泉商工会

〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 152 番地 2

TEL : 0191-46-3560 / FAX : 0191-46-3568

E-mail : hirasho@rose.ocn.ne.jp

②関係市町村

平泉町役場 観光商工課

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地 2

TEL : 0191-46-5572 / FAX : 0191-46-3080

E-mail : kanko@town.hiraizumi.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、平泉町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。